

石川県公報

平成30年5月22日(火曜日)

号 外

(第46号)

目 次

告 示

○漁業種類、漁場の位置及び区域、漁業時期その他免許
の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間並びに地
元地区の決定 (水産課) 1

告 示

石川県告示第248号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第1項の規定により、漁業種類、漁場の位置及び区域、漁業時期その他免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間並びに地元地区を次のとおり定めた。

平成30年5月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 漁業の種類、名称及び時期、漁場の位置及び区域並びに地元地区別表のとおり
- 漁業権の存続期間
免許の日から平成35年8月31日まで
- 免許予定日
平成30年9月1日
- 免許の申請期間
平成30年5月25日から同年7月2日まで

公示番号	区 第 55 号						
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期						
	<table><thead><tr><th>漁業の種類</th><th>漁業の名称</th><th>漁業の時期</th></tr></thead><tbody><tr><td>第1種区画漁業</td><td>かき垂下式養殖業</td><td>1月1日から 12月31日まで</td></tr></tbody></table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期				
	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで				
2 漁場の位置 加賀市小塩町地先							
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯36度21分25秒7、東経136度18分59秒9の点 イ 北緯36度21分25秒6、東経136度19分03秒7の点 ウ 北緯36度21分24秒2、東経136度19分04秒5の点 エ 北緯36度21分24秒3、東経136度18分59秒8の点							
地元地区	加賀市塩屋町、黒崎町、橋立町、小塩町、田尻町、塩浜町、篠原町及び伊切町						

公示番号	区 第 56 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
		漁業の種類	漁業の名称
		第1種区画漁業	わかめ養殖業
			漁業の時期
			10月1日から翌年5月31日まで
	2 漁場の位置	羽咋郡志賀町西海風戸地先	
	3 漁場の区域	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域	
		ア 北緯37度08分21秒5、東経136度41分59秒8の点	
		イ 北緯37度08分21秒2、東経136度42分00秒1の点	
		ウ 北緯37度08分26秒5、東経136度42分04秒1の点	
		エ 北緯37度08分26秒8、東経136度42分03秒5の点	
地元地区	羽咋郡志賀町西海風戸、西海風無、西海千ノ浦及び西海久喜		

公示番号	区 第 57 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
		漁業の種類	漁業の名称
		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)
			漁業の時期
			1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置	羽咋郡志賀町西海風無地先	
	3 漁場の区域	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域	
		ア 北緯37度08分13秒9、東経136度41分10秒9の点	
		イ 北緯37度08分12秒5、東経136度41分13秒3の点	
		ウ 北緯37度08分14秒5、東経136度41分14秒4の点	
		エ 北緯37度08分16秒4、東経136度41分12秒8の点	
地元地区	羽咋郡志賀町西海風戸、西海風無、西海千ノ浦及び西海久喜		

公示番号	区 第 58 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
		漁業の種類	漁業の名称
		第1種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)
			漁業の時期
			1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置	鳳珠郡穴水町字中居南地先	
	3 漁場の区域	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域	
		ア 北緯37度13分28秒6、東経136度56分39秒4の点	
		イ 北緯37度13分32秒2、東経136度56分41秒7の点	
		ウ 北緯37度13分31秒9、東経136度56分43秒6の点	
		エ 北緯37度13分28秒2、東経136度56分41秒9の点	
地元地区	鳳珠郡穴水町字比良、字中居及び字中居南		

公示番号	区 第 59 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第1種区画漁業	とりがい垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 鳳珠郡穴水町字中居南地先		
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度13分34秒0、東経136度56分04秒7の点 イ 北緯37度13分32秒7、東経136度56分07秒3の点 ウ 北緯37度13分33秒7、東経136度56分08秒8の点 エ 北緯37度13分35秒5、東経136度56分05秒9の点		
地元地区	鳳珠郡穴水町字中居南、字麦ヶ浦及び内浦		

公示番号	区 第 60 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第1種区画漁業	とりがい垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市中島町深浦地先		
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度08分48秒5、東経136度53分00秒3の点 イ 北緯37度08分48秒2、東経136度53分00秒6の点 ウ 北緯37度08分43秒1、東経136度52分54秒2の点 エ 北緯37度08分43秒5、東経136度52分54秒0の点		
地元地区	七尾市中島町小牧及び深浦		

公示番号	区 第 61 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第1種区画漁業	とりがい垂下式養殖業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市能登島通町地先		
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度08分50秒3、東経136度53分59秒6の点 イ 北緯37度08分51秒1、東経136度54分04秒4の点 ウ 北緯37度08分59秒2、東経136度54分05秒5の点 エ 北緯37度08分54秒8、東経136度53分59秒0の点		
地元地区	七尾市能登島通町、能登島田尻町及び能登島久木町		

公示番号	区 第 62 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
		漁業の種類	漁業の名称
		第1種区画漁業	とりがい・あかがい 垂下式養殖業
			漁業の時期
		1月1日から	12月31日まで
	2 漁場の位置	七尾市能登島通町地先	
	3 漁場の区域	次のアからオまでの各点を順次結んだ線及びオの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域	
		ア 北緯37度08分30秒1、東経136度54分02秒5の点	
		イ 北緯37度08分32秒9、東経136度54分10秒0の点	
		ウ 北緯37度08分40秒1、東経136度54分10秒6の点	
		エ 北緯37度08分49秒9、東経136度54分04秒3の点	
		オ 北緯37度08分49秒1、東経136度53分59秒8の点	
地元地区	七尾市能登島通町、能登島田尻町及び能登島久木町		

公示番号	区 第 63 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
		漁業の種類	漁業の名称
		第1種区画漁業	わかめ養殖業
			漁業の時期
		10月1日から	翌年5月31日まで
	2 漁場の位置	七尾市大泊町地先	
	3 漁場の区域	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域	
		ア 北緯36度57分44秒6、東経137度03分38秒1の点	
		イ 北緯36度57分44秒6、東経137度03分44秒6の点	
		ウ 北緯36度57分38秒7、東経137度03分44秒6の点	
		エ 北緯36度57分38秒7、東経137度03分38秒1の点	
地元地区	七尾市大泊町		

公示番号	定 第 55 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
		漁業の種類	漁業の名称
		定置漁業	雑魚定置漁業
			漁業の時期
		3月1日から	11月30日まで
	2 漁場の位置	加賀市黒崎町地先	
	3 漁場の区域	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域	
		ア 北緯36度21分00秒9、東経136度16分07秒0の点	
		イ 北緯36度21分17秒7、東経136度16分20秒0の点	
		ウ 北緯36度20分52秒8、東経136度16分41秒8の点	
		エ 北緯36度20分46秒3、東経136度16分36秒9の点	
地元地区	加賀市片野町、黒崎町、橋立町、小塩町及び田尻町		

公示番号	定 第 56 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
		漁業の種類	漁業の名称
		定置漁業	雑魚定置漁業
		漁業の時期	3月1日から 11月30日まで
		漁業の時期	3月1日から 11月30日まで
	2 漁場の位置	加賀市塩浜町地先	
	3 漁場の区域	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域	
	ア	北緯36度23分05秒1、東経136度18分54秒1の点	
	イ	北緯36度23分25秒8、東経136度18分41秒4の点	
	ウ	北緯36度23分35秒2、東経136度19分02秒7の点	
	エ	北緯36度23分13秒9、東経136度19分13秒0の点	
地元地区	加賀市橋立町、小塩町、田尻町、塩浜町、篠原町及び伊切町		

公示番号	定 第 57 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
		漁業の種類	漁業の名称
		定置漁業	雑魚定置漁業
		漁業の時期	3月1日から 11月30日まで
		漁業の時期	3月1日から 11月30日まで
	2 漁場の位置	加賀市塩浜町地先	
	3 漁場の区域	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域	
	ア	北緯36度22分43秒3、東経136度19分08秒1の点	
	イ	北緯36度23分05秒1、東経136度18分54秒1の点	
	ウ	北緯36度23分13秒9、東経136度19分13秒0の点	
	エ	北緯36度22分51秒2、東経136度19分26秒3の点	
地元地区	加賀市橋立町、小塩町、田尻町、塩浜町、篠原町及び伊切町		

公示番号	定 第 58 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
		漁業の種類	漁業の名称
		定置漁業	雑魚定置漁業
		漁業の時期	1月1日から 12月31日まで
		漁業の時期	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置	羽咋郡志賀町富来生神地先	
	3 漁場の区域	次のアからオまでの各点を順次結んだ線及びオの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域	
	ア	北緯37度07分01秒1、東経136度41分53秒9の点	
	イ	北緯37度06分44秒0、東経136度41分25秒7の点	
	ウ	北緯37度06分58秒1、東経136度41分15秒4の点	
	エ	北緯37度07分10秒3、東経136度41分23秒3の点	
	オ	北緯37度07分16秒3、東経136度41分39秒5の点	
地元地区	羽咋郡志賀町富来領家町、富来牛下、富来生神、富来七海及び富来地頭町		

公示番号	定 第 59 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 羽咋郡志賀町富来生神地先		
	3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度07分18秒2、東経136度42分22秒2の点 イ 北緯37度07分01秒1、東経136度41分53秒9の点 ウ 北緯37度07分16秒3、東経136度41分39秒5の点 エ 北緯37度07分30秒3、東経136度42分17秒3の点		
地元地区	羽咋郡志賀町富来領家町、富来牛下、富来生神、富来七海及び富来地頭町		

公示番号	定 第 60 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 羽咋郡志賀町西海風無地先		
	3 漁場の区域 次のアからウまでの各点を順次結んだ線及びウの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度07分57秒2、東経136度41分12秒6の点 イ 北緯37度07分19秒8、東経136度41分01秒8の点 ウ 北緯37度07分27秒8、東経136度40分49秒0の点		
地元地区	羽咋郡志賀町西海風戸、西海風無、西海千ノ浦及び西海久喜		

公示番号	定 第 61 号			
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期			
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	
	定置漁業	ぶり・さば定置漁業	1月1日から 12月31日まで	
	2 漁場の位置 鳳珠郡能登町字小浦地先			
	3 漁場の区域 次のアからクまでの各点を順次結んだ線及びクの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯37度17分47秒2、東経137度11分25秒9の点 イ 北緯37度17分25秒7、東経137度11分29秒2の点 ウ 北緯37度17分25秒6、東経137度11分35秒8の点 エ 北緯37度17分16秒5、東経137度11分40秒4の点 オ 北緯37度17分15秒6、東経137度11分25秒8の点 カ 北緯37度16分33秒5、東経137度11分22秒4の点 キ 北緯37度16分33秒2、東経137度11分14秒6の点 ク 北緯37度17分47秒3、東経137度11分07秒7の点			
	地元地区	鳳珠郡能登町字小浦及び字羽根		

公示番号	定 第 62 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 鳳珠郡能登町字羽根地先		
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域			
ア 北緯37度17分43秒3、東経137度10分42秒7の点			
イ 北緯37度17分27秒2、東経137度10分50秒5の点			
ウ 北緯37度17分26秒4、東経137度10分35秒3の点			
エ 北緯37度17分43秒8、東経137度10分35秒7の点			
地元地区	鳳珠郡能登町字羽根		

公示番号	定 第 63 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 鳳珠郡能登町字七見地先		
3 漁場の区域 次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域			
ア 北緯37度15分24秒5、東経137度06分03秒9の点			
イ 北緯37度15分22秒8、東経137度06分48秒7の点			
ウ 北緯37度15分07秒0、東経137度06分40秒9の点			
エ 北緯37度15分20秒2、東経137度06分02秒6の点			
地元地区	鳳珠郡能登町字七見		

公示番号	定 第 64 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	定置漁業	ぶり・さば定置漁業	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 七尾市大泊町地先		
3 漁場の区域 次のアからオまでの各点を順次結んだ線及びオの点とアの点とを結んだ線によって囲まれた区域			
ア 北緯36度57分39秒5、東経137度03分44秒7の点			
イ 北緯36度57分49秒6、東経137度04分30秒0の点			
ウ 北緯36度57分01秒0、東経137度05分07秒0の点			
エ 北緯36度56分56秒9、東経137度05分02秒8の点			
オ 北緯36度57分13秒1、東経137度03分59秒7の点			
地元地区	七尾市黒崎町、東浜町及び大泊町		

